

いわゆる二重債務問題に対する政府の支援策を決定しました。

「二重債務対策プログラム～事業と住まいの再生支援～」

1. 負債をかかえながら被災された中小企業や農林水産業などの事業者のみなさまへ

(1) 事業再生を目指す方へ

再生の可能性や再生計画について、まずご相談ください

- 新たな相談窓口を早急に立ち上げ(中小企業再生支援協議会など)、事業者の方からの相談に応じます
- 中小企業のみなさまが再生計画を検討される間の利子の負担の軽減などにより旧債務の返済負担の増大を防ぎ、金融機関が新規融資等を行いやすくするための措置について早急に検討します

相談の結果、再生の可能性のある事業者の方

新たな再生計画

旧債務 震災前の借入れの負担を軽減します

出資や債権買い取りなどによる支援

- 「中小企業基盤整備機構」や県、民間金融機関などが出資により「中小企業再生ファンド」を新たに立ち上げ、出資や債権買い取りなどを実施します

私的整理の一層の活用

- 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等をおこないます

新債務 事業再生に向けた新たな借入れを支援します

- [1] 公庫などによる融資制度の拡充
- [2] 信用保証制度の拡充
- [3] リースによる設備導入への支援策の検討
- [4] 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設
- [5] 低コストで再出発可能な事業環境の整備

詳しくは

(2) 事業再生をやむを得ず断念される方へ

金融機関が被災した事業者との間で私的におこなった債務免除についても、金融機関の無税償却などが可能となる方策を検討し、自己破産によらない個人向けの私的整理ガイドラインを新たに策定します。

※ なお、事業再生を断念して一旦廃業された方でも、心機一転、開業される場合の資金として、日本政策金融公庫の「再挑戦支援資金」の融資を受けることができます。

2. 住宅ローンを抱えたまま、ご自宅が被災された方へ

現在の債務

震災前の住宅ローンの負担を軽減します

[1] 住宅ローンの負担を軽減します

- 住宅金融支援機構の住宅ローンを利用されている方に対しては、払込みの猶予や返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引下げ等をおこないます
 - 払込猶予期間及び返済期間の延長(最大5年間猶予)
 - 払込猶予期間中の金利引下げ
最大1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方
- 住宅が滅失しても、住宅ローン控除を継続します

[2] 被災された方が債務免除を受けやすい環境を整備します

金融機関が被災者との間で私的におこなった住宅ローンの免除についても、金融機関の無税償却などが可能となる方策を検討し、個人向けの私的整理ガイドラインを新たに策定します。

新たなお住まい

新たなお住まいの確保を支援します

[1] みなさまが、極力二重債務を抱えなくて済むように、公営住宅(県営住宅や市町村営住宅)をご用意します

- 公営住宅の供給を強力に後押しします
県・市町村による用地取得や建設費用、既存住宅の買い取り費用に関して、国が支援します
- 入居者の収入などに応じた低廉な家賃で入居していただけます
- 公営住宅に一旦入居された後に、新たに住宅を購入される場合も、下記の支援を受けることができます

[2] 「新しく購入される住宅のローン」に関し、以下の支援をおこないます

- 「災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)」
 - 金利引下げ 建設・購入の場合、当初5年間0%等
 - 元金据置期間の延長 最長5年間
 - 申込期間の延長 平成27年度末まで

金融機関向けの対応について

政府はみなさまの事業と住まいの再生に向けた取り組みを確実なものとするため、地元の金融機関等の体力強化のための資本注入などの支援をおこないやすくするために、「金融機能強化法」、「信用事業再編強化法」の改正法案を国会に提出しました。

新債務 事業再生に向けた新たな借入れを支援します

[1]公庫などによる融資制度の拡充

<中小企業事業者の方へ>

「東日本大震災復興特別貸付(日本政策金融公庫・商工中金)」

貸付期間を「10年以内→20年以内」に、据置期間を「2年以内→5年以内」に大幅に拡張します

「特別利子補給制度(中小企業基盤整備機構)」

地震や津波で事業所などが全壊・流失した中小企業や、警戒区域などに事業所がある中小企業に対して、最大で無利子化まで可能とする利子補給制度を創設します

「マル経融資」及び「衛経融資」

- 融資額の拡大(1500万円に別枠1000万円を追加)、別枠分については当初3年間、基準金利から金利引き下げ(▲0.3%→▲1.2%)を実施します
- 無担保・無保証で利用できます

<農林水産業事業者の方へ>

「災害復旧資金(日本政策金融公庫(農林水産事業))」

最大18年間の実質無利子、無担保・無保証人での融資などを行います

※ 旧債務についても同じ条件で借り換えできます

<医療・福祉事業者の方へ>

「災害復旧資金(独立行政法人福祉医療機構(医療・福祉貸付))」

医療関係機関・社会福祉施設等に対して、一定期間無利子、1,000万円まで無担保での融資などを行います

[2]信用保証制度の拡充

「東日本大震災復興緊急保証(信用保証協会)」を創設。保証限度額を従来のセーフティネット保証などとあわせて最大5億6千万円に倍増し、過去最大規模に拡充します

[3]信用保証制度などを使ったリースによる設備導入への支援策の検討

[4]原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

警戒区域などに事業所があり、その移転を余儀なくされる中小企業などが福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を、3000万円を限度として、長期(20年以内(うち据置5年以内))・無利子で融資する制度を創設しました。

[5]低コストで再出発可能な事業環境を整備

- 事業協同組合等の施設や農協等が所有する共同利用施設の復旧・整備に対する補助(国・県合わせて最大3/4)を行います
- 仮設工場・仮設店舗を整備し、原則無料で貸出します

お問い合わせ先

■日本政策金融公庫

平日 0120-154-505 (9:00~19:00)
土日祝日 0120-327-790 (9:00~17:00) (中小企業事業)
土日祝日 0120-220-353 (9:00~17:00) (国民生活事業)
土日祝日 0120-926-478 (9:00~17:00) (農林水産事業)

■商工中金

平日 各営業店の代表電話 (<http://www.shokochukin.co.jp>)
または 0120-079-366 (9:00~19:00)
土日祝日 0120-542-711 (9:00~17:00)

■中小企業電話相談ナビダイヤル

平日・土日祝日 0570-064-350 (9:00~17:30)
※土日祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

■最寄りの商工会・商工会議所(マル経融資関連)

(商工会については、全国商工会連合会 URL:<http://www.shokokai.or.jp/>)
(商工会議所については、日本商工会議所 URL:<http://www.jcci.or.jp/>)

■全国生活衛生営業指導センター(担当:指導調査部)(衛経融資関連)

03-5777-0341(月~金 9:30~17:30 祝日除く)

■福祉医療機構

(医療貸付) 0120-3438-63 (月~金 9:00~19:00 土日祝 9:00~17:00)
(福祉貸付) 0120-3438-62 (月~金 9:00~19:00 土日祝 9:00~17:00)

■住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

平日・土日 0120-086-353 (9:00~17:00) ※祝日除く